

税金は納期限内に！

公平な収納のために
滞納の解消にご理解・ご協力を

問合せ 徴収対策室 Tel 23・7152

納期限内納付にご協力を

市の行政は税金で成り立っています。つまり納税者が福祉や教育、土木事業などの公共サービスを支えているのです。税金は所得や資産に応じて皆さんに公平に負担していただいているもので、納期限内の納付が原則となっています。

そして何よりも、納期限内に税金をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くことになります。

このため市では、納付された方と納付されなかった方との不公平をなくして税の公平性を保つとともに、行政サービスの財源を確保するための取り組みを行いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

滞納は放置せず、必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金等を納期限内に納めることが困難な人は、納期限内に徴収対策室に相談をしてください。

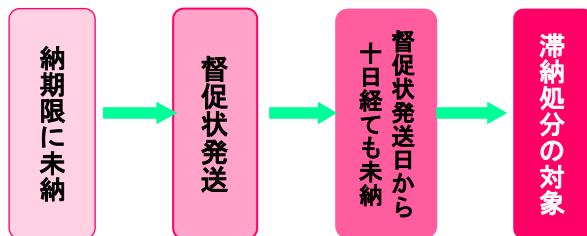
納期限を過ぎるとどうなるの？

納期限を過ぎると

滞納処分(差し押さえ)の対象となります

納期限を過ぎても税金を納付していただけない場合には、督促状を発送します。地方税法では、『督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき』は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。しかし、市では、納税者の単なる「納め忘れ」や「特別な事情」により納付できない場合を考慮して、督促状の送付後も催告書を送付するなどして、できるだけ早期に納付していただけるように働きかけています。

納期限から滞納処分まで



延滞金がかかります

税金を納期限までに納めなかった場合、税額の他に納期限の翌日から納付日までの期間に応じ延滞金を納めていただきます。(右側へ⇒)

(⇒左側より)

納期限の翌日から1か月を経過するまで … 年 7.3%

納期限の翌日から1か月を経過した日以後 … 年 14.6%

※ただし、特例措置により下表のとりの率となります

納期限の翌日から1ヶ月を経過するまで	平成14～18年	年4.1%
	平成19年	年4.4%
	平成20年	年4.7%
	平成21年	年4.5%
	平成22年～25年	年4.3%
	平成26年	年2.9%
	平成27～28年	年2.8%
	平成29年	年2.7%
納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後	平成30年	年2.6%
	平成14～25年	年14.6%
	平成26年	年9.2%
	平成27～28年	年9.1%
	平成29年	年9.0%
	平成30～令和元年	年8.9%

延滞金の計算(平成31年1月1日以降)

例:税額 50,000 円 納期限 1月31日の市県民税

納付日 (納期限翌日)	延滞金の率	延滞金
7月31日 (半年遅れた場合)	$2.6\% \times (28 \text{ 日} / 365 \text{ 日})$ + $8.9\% \times (153 \text{ 日} / 365 \text{ 日})$	1,900 円